

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	総務省（消防庁）
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <b>その他(軽油引取税)</b>		
要望項目名	「軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(消防用の船舶の用途・消防用の電気通信設備の予備電源の用途)」		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①消防用の船舶（消防艇）の動力源に供する軽油</li> <li>②消防用の電気通信設備（消防救急無線・消防指令センター・防災行政無線等）の予備電源に供する軽油</li> </ul> </li> <li>・ 特例措置の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②の軽油の軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（平成26年度まで）</li> </ul> </li> </ul>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           地方税法附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号            地方税法施行令附則第10条の2の2の表第5号            地方税法施行規則附則第4条の7第3項         </div>		
減収見込額	(初年度) - (▲32) (平年度) - (▲32) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 船舶の動力源及び電気通信設備の予備電源の燃料費を軽減することにより、消防活動の円滑化を図り、もって国民の安心・安全を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 消防用の船舶の燃料となる軽油は、沿岸地域の大規模火災時の消火活動や災害時の救助・救出活動を実施するにあたって、欠かせないものである。本年3月の東日本大震災においても、石油コンビナート火災が発生し、消防艇が徹底した消火活動を行ったところ。 また、電気通信設備の予備電源に用いられる軽油は、停電時においても消防救急無線や消防指令装置、防災行政無線等の通信設備を有効に運用し、消防活動を実施するにあたって、欠かせないものである。東日本大震災においても、広範囲にわたる停電が発生し、電力供給体制が復旧するまでの間も消防活動に支障が生じないよう、非常用電源を確保することなどにより、多くの災害情報を収集し、要救助者の生命を救うことができた。 このように災害時の消防活動は、国民の生命・身体・財産を守り、国民の安心・安全を確保するために極めて重要な役割を果たすものであり、公共性の高いものである。今後とも、大規模災害時の消防活動に支障が生じることがないよう、必要な軽油の量を確保するために、燃料として使用される軽油の軽油引取税の課税免除の特例措置を引き続き講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
		ページ	4-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 20 消防防災体制の充実強化
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間の期限延長（平成 26 年度まで）
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	① 48 消防本部・市町村（消防艇を保有する消防本部・市町村） ② 798 消防本部（全消防本部） 815 市町村（電気通設備の予備電源を保有する市町村）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	軽油引取税の負担が免除されることにより、燃料費が軽減され、消防活動に要する船舶の動力源や電気通信設備の予備電源に必要な軽油の量を確保することができ、災害発生時に国民の安心・安全を確保するための消防活動を行うことができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	消防機関が災害時に使用する船舶の動力源や電気通信設備の予備電源に供する軽油は、国民の生命・身体・財産を守るための消防活動に必要な不可欠なものであり、極めて公共性が高い。 また、市町村の消防機関の決算額に占める人件費の割合は毎年 75%を超え、極めて硬直的な財政構造となっている中で、燃料に要する経費も固定的であり、軽油引取税が課税されることとなる場合、消防活動に必要なとされる軽油の量を確保することができず、結果として災害時に出勤できない事態を招き、国民の生命・身体・財産を危険にさらす可能性が高い。 したがって、本特例措置は消防活動による国民の安心・安全の確保に欠かせないものであり、引き続き本特例措置を延長する必要がある。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【平成 22 年度適用実績】(実態調査に基づくもの)</p> <p>① 44 消防本部・4 市町村(消防団)        軽油を動力源とする消防艇 79 艇        軽油使用量 約 910,000 リットル        減収額 29 百万円</p> <p>② 777 消防本部・815 市町村(消防団・市町村防災部局)        軽油を使用する電気通信設備の予備電源 4,821 台        軽油使用量 約 90,000 リットル        減収額 3 百万円</p> <p>【平成 18 年度～平成 21 年度適用実績】(推計)        平成 22 年度と同じ</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、軽油引取税の負担が免除されたことにより、燃料費が軽減され、消防活動に要する船舶や電気通信設備の予備電源に必要な軽油の量を確保することができ、国民の安心・安全を確保するための消防活動を行うことができた。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>①昭和 31 年度創設。        平成 21 年度税制改正により本則から附則へ移行。</p> <p>②平成 17 年度創設。        平成 21 年度税制改正により本則から附則へ移行。</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>